

諮問第1号  
令和3年6月21日

播磨町学校給食審議会 会長 様

播磨町教育委員会



学校給食の実施に関する重要な事項について（諮問）

播磨町学校給食審議会設置条例（令和3年条例第1号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- ・学校給食の実施に関する重要な事項について

## 諮問第1号

## 学校給食の実施に関する重要な事項について

## 1 諮問理由

本町では、昭和29年に制定された学校給食法に基づき、同法が定める「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」等の7つの目標を達成するために、町立小中学校において学校給食を実施してきました。

また、学校給食の実施体制については、平成29年に策定した播磨町学校給食施設整備基本方針に基づき、学校現場での取り組みについては、食育基本法に基づく市町村食育推進計画に位置付けられている「はりま健康プラン」の食育推進計画に基づき、それぞれ効率的・効果的な整備・運用に取り組んできたところです。

他方、食材物資の調達や調達原資となる学校給食費の徴収管理については、教育長、学校長、PTA会長等の理事により組織される播磨町学校給食会が担ってきた経緯があり、今般、文部科学省が令和元年に作成した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にした学校給食費の徴収管理の公会計化の実現及びそれに付随する制度の調整を図るに当たっては、「今後、本町として、どのように学校給食を実施していくか」について、本町としての考え方を整理・検討する必要が生じております。

以上のことから、播磨町学校給食審議会に対し、本町の学校給食の実施に関する重要な事項について、下記の項目を総合的に調査・審議いただきたく諮問いたします。

## 2 答申を希望する事項

- (1) 播磨町学校給食基本方針（仮称）について
- (2) 学校給食費の額の妥当性について
- (3) 学校給食の申込方法について
- (4) 保護者の意見聴取方法について

## 3 答申を希望する時期

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| (1) 播磨町学校給食基本方針（仮称）について | 令和5年2月頃  |
| (2) 学校給食費の額の妥当性について     | 令和4年3月頃  |
| (3) 学校給食の申込方法について       | 令和4年7月頃  |
| (4) 保護者の意見聴取方法について      | 令和3年10月頃 |